

仙台市監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果について次のとおり公表します。

令和5年2月8日

仙台市監査委員	船山明夫
同	須藤裕州
同	岩渕健彦
同	鎌田城行

第1 請求のあった日

令和4年12月13日

第2 請求人

1名

第3 請求の内容（請求書原文のとおり）

第1 請求の趣旨

仙台市において、令和4年6月30日支給に係る仙台市職員の期末・勤勉手当（ボーナス）に係る源泉所得税の納付を遅延したこと（以下「本件納税過誤」という）により、延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円（以下「本件追加納付金」ということがある）の合計4948万4200円が税務署（国税庁）から課される見込みであるところ、本件追加納付金を納付するために、仙台市長が、令和4年12月の市議会定例会に提案する一般会計補正予算案において一般財源から本件追加納付金に係る部分として4948万円を計上した上でこれを支出する行為（以下「本件対象行為」という）に関して、

- 1 本件対象行為を差し止める
- 2 本件対象行為が実施された場合は、本件納付過誤に関与した職員又は仙台市長の職にある者に対し、損害賠償請求することを怠る事実を改め、同賠償を請求（交渉、訴訟等の方法を問わない）するとの行為を、仙台市長に命ずることを、それぞれ求める。

第2 請求の理由

1 対象行為，時期及び行為者の特定等

請求の趣旨に記載のとおりである。

すなわち，税務署（国税庁）から仙台市に対し，仙台市において令和4年6月30日支給に係る仙台市職員の期末・勤勉手当（ボーナス）に係る源泉所得税の納付を遅延したこと（本件納税過誤）により，延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円の合計4948万4200円が課される見込みであるところ，本件追加納付金を納付するために，仙台市長が，令和4年12月の市議会定例会に提案する一般会計補正予算案において一般財源から本件追加納付金に係る部分として4948万円を計上した上でこれを支出する行為に関して，

- ① 本件対象行為そのもの
- ② 本件納付過誤に関与した職員又は仙台市長の職にある者に対し，損害賠償請求することを怠る事実

なお，監査請求においては，対象とする当該行為等を，他の事項から区別して特定して認識することができるように，これを個別的，具体的に摘示することを要するが，監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば，これをもって足りるのであり（最高裁第三小法廷判決平成16年11月25日民集58巻8号2297頁），本件は，上記をもって当然に特定できている。

2 上記1記載の行為の違法性又は不当性

(1) 前提となる事実関係（令和4年の出来事は元号省略）

- ア 仙台市は，6月30日，市の職員に対し，期末・勤勉手当（ボーナス）を支給した。
- イ その際，当該支給（総）額に対し，所得税額を源泉徴収し，税務署へ納税する必要があるところ，法令に則れば，実際には，当該支給月の翌月10日（本件の場合には，7月10日であるが，当該日が日曜日〔休日〕であるため，7月11日となる）までの納付が必要であった。
- ウ ところが，仙台市は，上記イの客観的期限である7月11日の納期限を徒過し，源泉徴収した所得税を支払わなかった。
- エ 仙台市の発表によれば，8月2日，担当者が，上記支給について，8月10日までに納付する作業を進めていたところ，納期限の誤認に気づいたことで，納期限の徒過が発覚した。
- オ 本件納税過誤により，延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円の本件追加納付金が課される見通しとなった。

(以上の経過について、資料 1「期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延について」との仙台市の発表)

カ 本件追加納付金を納税するため、仙台市(長)は、令和4年12月の市議会定例会に提案する一般会計補正予算案において、一般財源から本件追加納付金に係る部分として4948万円を計上するとしている。(資料2・報道資料)

(2) 法令の定め

源泉徴収した所得税(及び復興特別所得税)は、原則として、給与等を実際に支払った月の翌月10日までに国に納付の必要がある(所得税法183条1項。資料3・「No.2505 源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限と納期の特例」との国税庁の資料。)

(3) 違法性又は不当性

【本件対象行為自体】

ア 仙台市が本件追加納付金を納付せざるをえないこと及びその執行機関

上記(2)の法令の定め、仙台市の発表等から、国(国税庁)との関係では仙台市は、本件追加納付金を納付せざるをえないと思われる。

また、本請求時点では、本件追加納付金を実際に納付したとの報に接さないが、そう遠くない時点で、支払うことはほぼ確実であるところ、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負い(地方自治法138条の2)、「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」(同法134条の4第1項)ので、仙台市長が、遠くない将来、仙台市の執行機関として、本件追加納付金の納付を行うことがほぼ確実である。

それゆえ、本件対象行為は、その支出部分に関しても、「当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合」(同法242条1項)に該当し、監査請求の対象となる。

イ 一般財源から計上して支出することの不当性

いうまでもないことであるが、一般財源は、その使徒が予め拘束されているものではないものの、仙台市を含め、通常、地方税や地方交付金が占めており、要するに、多くの部分について市民の税金をその出自とする。

後記ウのとおり、本件では、本件納税過誤は職員の重過失によるものであり、本件納税過誤について当該職員らの(法的あるいは金銭的)責

任追及をすることなく、漫然と市民の税金をもって、本件納税過誤について、いわば補填をすることは、少なくとも極めて不当である。

ウ 本件納税過誤が基本的で重大な過失によるものであり損害賠償請求相当であること

(ア) 本件納税過誤は、仙台市の発表(資料1)によれば、納期限の「誤認」ということである。大前提として、この市の発表を前提としても、当然納期の誤認と徒過であるから、担当の職員及びこれをチェックすべき上級職員ないし関係職員(支出負担行為、支出命令又は支出負担行為に関する確認、支出又は支払等をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員)には、まず少なくとも過誤があることが明らかであるし、少なくとも本件追加納付金に相当する額の損害が仙台市に発生していることは明らかであるから、本件納税過誤が違法に仙台市に対して損害を与えるものであることもまた、明らかである。

(イ) ところで、国家賠償法は、その1条1項において、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とし、公務員個人への求償について、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」としている(国賠法1条2項)。

国賠法の「他人」には地方公共団体も含むとされているから、本件では、上記(ア)のとおり、本件納税過誤という過誤に基づく行為によって違法に財産的損害が発生しているから、本件納税過誤は、国賠法上の賠償義務があると認められ得る事案である(ただし、当然、国賠法上は、請求者=賠償義務者=仙台市、であるので、およそそのような事態が成り立ち得ないが)。

(ウ) そこで進んで、国家賠償法から目を転じて、担当職員や仙台市長等の公務員個人が賠償責任を負うのは、国賠法1条1項及び地方自治法243条の2から、本件納税過誤が故意又は重過失の場合に限られるとの考え方もあり得る。

しかしながら、この考え方を前提としたとしても、次のとおり、本件納税過誤は、重過失に該当する。

まず、「重過失」とは、「はなはだしく注意義務を欠くことをいい、物又は事務を管理するに当たり当該職業又は地位にある人にとって普通に要求される程度の注意義務を怠ること」である。

そして、市の発表どおりに本件納税過誤の原因が納期限の誤認だったとしても、苟も給与等の手当を支給し、またこれに付随関連する納税

について、担当職員が納期を誤認していたなどということ自体、俄には信じがたいことである。なぜならば、本件は、源泉徴収の複雑細かい計算や解釈レベルの話ではなく、単純に納期限の問題であるところ、給与等の源泉徴収をしてその徴収分の所得税を納めるのが（特例の適用を受けない限り）翌月 10 日までであるということは、常識的な話である。また、ボーナスたる期末・勤勉手当が 6 月中に支給される（された）ことも、仙台市職員においては当事者として当然に認識している周知の事実である。かつ、源泉所得の納付は、毎月毎月反復継続される行為であり、間違えようがない。現在のところ請求人には実情が不明であるが、仮に、担当者の異動等があったのだとしても、公租公課の納期限は、最も基本的な事項であり、1 日であっても遅延ができないという意味で最重要事項というべきであり、公務員である担当職員には当然にこれが分かることであるから、当然の前提として、慎重には慎重を期して確認ないし把握しておくのが当然である。なお、Google 等の検索エンジンにおいて、「賞与 源泉徴収 納期」などで検索すると、即座に、納期限が翌月 10 日であることがわかる（資料 4・検索画面）。

実際にも、資料 1 によると、当該職員も、「8 月」ではあるが 10 日までに納税しようとして準備していたとのことであり、なぜそれが翌々月であると誤認するのか全くわからない。

およそ権利義務や税金に関する「期限」の如きものは、最も基本的で重大な事項であり、これについて誤認しているなどは、極めて重大なことであり、また、上記のとおり、源泉を納めるのが支給月の翌月 10 日までであることは常識的で基本的な事項であり、仮に知らなくとも、調査も容易で短時間で遂行可能なことであった。

なお、実際、千葉市において、生活保護の返還手続を怠り時効を迎えてしまった事案について、千葉市は、担当職員らに対し、損害賠償請求をしている（資料 5・報道記事）。

それゆえ、本件納税過誤は、はなはだしく注意義務を欠き、物又は事務を管理するに当たり当該職業又は地位にある人（担当職員ら）にとって普通に要求される程度の注意義務を怠る著しい注意義務違反であって、重過失といわざるをえない。

【怠る事実】

上記ウ記載の次第で、本件は、本件納税過誤について、担当職員や関係職員ないし執行機関であり最終責任者であるに仙台市長に対して、本件納税過誤に基づく損害について、損害賠償請求を行って然るべき事案であるが、仙台市長はこれをしておらず（しない意向と聞いており）、請求権があるにも拘らずこれを行わない点で、違法若しくは不当な財産の管理が現

に存在し、この点に、「怠る事実」が存在する。

3 適当な是正措置等の内容

請求の趣旨は記載の通り。

〔事実を証する書面〕

- 資料 1 「期末・勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延について」との仙台市の発表
- 資料 2 報道資料（「職員ボーナスの所得税納付ミスに伴い約 5000 万円計上した補正予算案 12 月市議会定例会に提案 仙台市」と題するもの）
- 資料 3 「No. 2505 源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限と納期の特例」との国税庁の資料
- 資料 4 の 1 Google の検索画面（「賞与 源泉所得 納付期限」による検索）
- 資料 4 の 2 Google の検索画面（「給料 源泉所得 納付期限」による検索）
- 資料 5 報道記事（「職員らに 852 万円請求 保護費返還手続き怠り 千葉市」と題するもの）

（注）事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

第 4 請求の受理

本件監査請求は、令和 4 年 12 月 13 日付でこれを受理した。

第 5 地方自治法第 242 条第 4 項に基づく停止勧告の可否

請求人は、本市において、令和 4 年 6 月 30 日支給の本市職員の期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付を遅延したことにより、合計 4,948 万 4,200 円の延滞税及び不納付加算税が税務署から課される見込みであるところ、市長が一般財源から上記延滞税及び不納付加算税を支出する行為に関して、納付遅延につき重過失の認められる職員の責任追及をすることなく市民の税金をもって補填することは極めて不当であるとし、当該支出をしないことを市長に命ずるよう求めていることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項に基づき当該支出を停止するよう勧告すべきかにつき検討した。

上記延滞税及び不納付加算税は、源泉所得税の納付の遅延に伴って、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）の規定に基づき令和 4 年 11 月 28 日付で賦課決定が通知されたものであり、これらを納付することについて、違法であると思料するに足りる相当な理由があるとは認められないことから、同項に基づ

く停止勧告は行わないことを決定した。

第6 監査の実施

本件監査請求について、法第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述については、請求人から陳述を必要としない旨の申出があったため、これを実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査の対象部局

総務局

3 陳述を聴取した職員

総務局長，文書法制課長，労務課長

4 監査対象事項

本件監査請求の趣旨等を勘案し、一般財源から源泉所得税納付遅延に係る延滞税及び不納付加算税を支出すること並びに源泉所得税納付遅延に関与した職員又は市長に対し損害賠償請求をしないことが違法又は不当なものであるかを監査対象事項とした。

第7 監査結果

本件監査結果については、合議により、次のとおり決定した。

本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

1 本市による令和 4 年 6 月 30 日に支給した期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税の納付遅延等に関する経緯

監査の結果、以下の事実を確認した。

ア 令和 4 年 6 月 30 日

総務局人材育成部労務課（以下「労務課」という。）及び建設局下水道経営部経営企画課は、職員に対して期末手当及び勤勉手当を支給した。併せて、これに係る所得税 9 億 6,063 万 8,388 円を源泉徴収した。

イ 令和 4 年 7 月 5 日

総務局人材育成部労務課給与係の担当職員（以下「担当職員」という。）は、同年 7 月 11 日に仙台北税務署に対して納付する源泉所得税に係る払

出命令書を起案した。担当職員は、源泉所得税の納期限は財務会計システムにおける収入日の属する月の翌月 10 日と理解しており、同年 6 月 30 日に支給した期末手当及び勤勉手当（以下これらを「6 月期末勤勉手当」という。）に係る源泉所得税の納期限は、財務会計システムにおける収入日である同年 7 月 4 日の翌月の 8 月 10 日であると認識していたため、起案された払出命令には 6 月期末勤勉手当に係る源泉所得税は含まれていなかった。担当職員は、総務局人材育成部労務課給与係長（以下「給与係長」という。）の承認及び総務局人材育成部労務課長（以下「労務課長」という。）の決裁を受けた上で、会計室会計課（以下「会計課」という。）に払出命令書を持ち込んだ。

担当職員は、回議に付すにあたり、決裁を得るべき払出命令書の案文に払出命令額の算定に関わるメモを記載した資料を添付し、起案文書とした。決裁の過程で、労務課長及び給与係長は、担当職員が 7 月納付分として集計した源泉所得税の合計額と払出命令額とが一致していることは確認したが、その内訳や起案文書中の担当職員のメモを確認することはなかったため、6 月期末勤勉手当に係る源泉所得税が含まれていないことが発覚することはなかった。

ウ 令和 4 年 7 月 11 日

本市は、6 月期末勤勉手当に係る源泉所得税が含まれない状態で同年 7 月納付分の源泉所得税を仙台北税務署に納付した。

エ 令和 4 年 8 月 2 日

担当職員は、源泉所得税の払出作業と並行してマニュアルの更新作業を進めるにあたり、法令の根拠を確認していた際、財務会計システムにおける収入日を基準として判断するのではなく、「徴収の日」を基準として判断すべきであることを認識した。

担当職員は、「徴収の日」を基準として判断した場合、6 月期末勤勉手当に係る源泉所得税の本来の納期限は同年 7 月 11 日であったことを覚知し、労務課長及び給与係長に報告した。

担当職員は、6 月期末勤勉手当に係る源泉所得税を納付するための払出命令書を起案し、給与係長の承認及び労務課長の決裁を受けた上で、払出命令書を会計課に持ち込んだ。

オ 令和 4 年 8 月 3 日

6 月期末勤勉手当に係る源泉所得税 9 億 6,063 万 8,388 円を納付した。

カ 令和 4 年 11 月 28 日

仙台北税務署長は、本市に対し、延滞税 145 万 2,700 円及び不納付加算税 4,803 万 1,500 円を賦課することを決定し、通知した。納期限は同年 12 月 28 日とされた。

キ 令和4年12月7日

当該延滞税及び不納付加算税の支払いに要する経費を含む補正予算案が市議会に提出された。

ク 令和4年12月22日

当該延滞税及び不納付加算税の支払いに要する経費を含む補正予算案が市議会において可決された。

ケ 令和4年12月27日

本市は、延滞税145万2,700円及び不納付加算税4,803万1,500円の合計4,948万4,200円を仙台北税務署に納付した。

2 理由

- (1) 一般財源から源泉所得税納付遅延に係る延滞税及び不納付加算税を支出することについて

本件延滞税及び不納付加算税は、源泉所得税の納付の遅延に伴って、国税通則法の規定に基づき令和4年11月28日付で賦課決定が通知されたものであり、市長には支払義務がある。これらを支払うことと請求人の主張する関係職員らに対する損害賠償請求とは別個の行為というべきであり、一般財源からこれらを支出したことが違法又は不当であるとは認められない。

- (2) 源泉所得税納付遅延に関与した職員又は市長に対し損害賠償請求をしないことについて

次に、本件納付遅延に関与した職員及び市長に損害賠償を請求しないことが違法又は不当であるとする請求人の主張について検討する。

ア 本件納付遅延が生じた原因について

担当職員は、令和4年4月に労務課に着任し、源泉所得税の納付事務等を担当することとなった。担当職員は、前任者から引継ぎを受けたマニュアルの記載に依拠して事務処理を進めていたが、関係法令の理解は必ずしも十分でなかった。当該マニュアルの記載も分かりにくいところがあり、担当職員は「前月1日～末日までに収入した分を10日までに（10日が祝日の場合は10日以降の最も近い平日までに）税務署に納付する」とのマニュアルの記載に関し、「収入した」日を財務会計システムにおける収入日を意味するものと理解し、6月期末勤勉手当に係る源泉所得税については、財務会計システムにおける収入日である同年7月4日を基準とし、その翌月10日に当たる同年8月10日までに納付すればよいものと認識していたことが認められる。

本件納付遅延は、担当職員が、法令上、令和4年7月11日までに納付すべきであった6月期末勤勉手当に係る源泉所得税額を算入せずに払出

命令書を起案してしまったこと、そして当該払出命令書の決裁手続きにおいて給与係長及び労務課長が、いずれも払出命令に係る金額と担当職員が集計した合計額(当該額に6月期末勤勉手当に係る分は含まれていない。)が一致しているかどうかを確認しただけで承認ないし決裁をしたことにより、結果として6月期末勤勉手当に係る源泉所得税額が算入されていない払出命令書が発行されたことによって生じたものであることは明らかである。

労務課長は、市長からの内部委任を受け、市長の名において、会計管理者に対し源泉所得税の納付に関する払出命令を行う専決権限を与えられた職員であるから、当然、適法な納付が行われるよう、十分な注意を払いつつ、払出命令書を作成すべき職責を有していた。また、給与係長及び担当職員も、職位に基づく役割分担に応じ、労務課長の事務処理を適切に補助する責任をそれぞれ有していた者である。

それにもかかわらず、担当職員は、根拠法令の十分な確認も行わないまま独自にマニュアルの記載内容を解釈し、結果として法令に適合しない事務処理を進めてしまった。給与係長や労務課長は、添付資料を含め起案文書を的確にチェックすべきであったのに、払出命令書の金額と担当職員が集計した合計額との整合性を確認しただけで、承認を与え、又は決裁をしてしまった。こうした点において、労務課長、給与係長及び担当職員の内いずれにも、職務遂行に際してそれぞれが負っていた注意義務に違反する過失があったことも明らかといわざるを得ない。

そして、これら職員の過失の背景には、源泉所得税納付の事務処理をめぐる労務課の組織としての対応にも一定の課題があったと思われる。

一つは、マニュアルの管理についてである。本来、マニュアルの記載内容は、担当職員が独力で理解を進めるというより、前任者からの事務引継ぎや上司からの指導を通じ習得されるものと解されるが、労務課の事務引継ぎにおいては、文書としてのマニュアルは引き継がれるものの、その記載内容の継承が必ずしも十分とはいえなかった。また、マニュアルの活用について、総務局からは「各担当者は、もっぱら事務引継書やマニュアルの記載に沿って、疑問等がある場合は前任者に確認するなどしながら日常業務を進めており、個々の確認内容や金額の積上げは、ある程度担当者レベルでの作業に委ねられている」旨の説明もなされた。そのような実態だからこそ、分かりやすいマニュアルが作成され、作成後も状況に応じた確に維持管理される必要があるものと考えられる。しかしながら、これまで、マニュアルの改訂は担当者限りで行われ、上司の決裁等は経ていなかったとのことであり、マニュアルを組織的に管理するという面でも課題があった。

二つには、決裁の際の上司のチェックについてである。総務局は、源泉所得税の納付等の一部の事務に係る決裁について、「額の根拠となっている支給要件や、詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する流れとはなっていなかった」、「こうしたことから、本件の源泉所得税の納付については、(担当者が集計した)合計額と払出命令額が一致していることは確認したものの、内訳の確認までは至らなかった」旨説明する。もとより、決裁の段階で課長が担当者の行った作業の詳細にわたって逐一、確認するのは非現実的であることは理解できる。しかし、およそ払出命令額は担当者が集計した合計額に基づいて起案されるのであろうから、これが一致することを確認したからといって、起案内容の適切さが確認できるともいえない。本件起案文書を見分したところ、起案文書中には納付額の算定に関わるメモが記載されており、労務課長又は給与係長は、起案文書を現認すれば、担当職員が算定した納付額に6月期末勤勉手当に係る分が算入されていないことを認識できた可能性もあるが、いずれも、当該メモに着目することなく、払出命令に係る金額と担当職員が集計した合計額との整合をチェックしただけで承認を与え、又は決裁してしまったのであった。仮に、それがすでに定着した実務の流れだったとしても、起案内容の適切性の確保のためには、従来の流れにとらわれず、チェックのあり方が検討されても良かったように思われる。

以上、本件納付遅延に関与した職員には、それぞれに過失が認められ、労務課の事務処理のあり方にも課題が認められた。ただし、本件監査請求における論点は、本市が関係職員らに対する損害賠償請求権の行使を怠っていることの違法性にあるのであり、次にその点について、職員ごとに順次、検討する。

イ 労務課長の損害賠償責任について

法第243条の2の2第1項は、会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失)により、その保管に係る現金等を亡失し、又は損傷したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならないことを定めるほか、同項各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも同様とする旨を規定する。

最高裁判所昭和61年2月27日判決によれば、法第243条の2の2の立

法趣旨は「同条 1 項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生の要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、右職員の行為により地方公共団体が損害を被つた場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものである」とされており、これを踏まえた上で検討するものである。

法第 243 条の 2 の 2 第 1 項に規定する「権限を有する職員」とは、法令（条例、規則を含む。）に基づき権限を行使する職員をいい、「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」とは、当該権限を実質的に補佐する直接の下級職員をいうものとされている。そして、本市では、仙台市会計規則（昭和 39 年仙台市規則第 18 号。以下「会計規則」という。）第 152 条の 3 において「法第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段の規定により賠償責任を負うべき職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする」と定めている。なお、会計規則第 152 条の 3 に規定する「直接関与した職員」の範囲につき、当局からは「広く、何らかの関与をした職員にまで及ぶものではなく、権限に属する事務を直接補助する職員という法の趣旨を踏まえ、専決又は代決による意思決定を通じて、本市の権限行使に直接関与する職員を指定したものであり、それが規則制定権者の意思である」旨の説明があった。

以上を前提に労務課長が法第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段所定の職員に該当するか否かを検討する。

期末手当及び勤勉手当から源泉徴収した所得税は、歳入歳出外現金として取り扱われる。歳入歳出外現金については、歳計現金の支出の場合における長の命令（法第 232 条の 4 第 1 項）と同じように、会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ出納をすることができないこととされている（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条の 7 第 2 項）。したがって、源泉所得税の納付は、法第 243 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号の「支出又は支払」に該当するものと解すべきである。そして、労務課長は、会計規則第 132 条の規定により歳入歳出外現金に関する事務を取り扱い、本件源泉所得税の払出命令においても現に決裁を行っているのだから、会計規則第 152 条の 3 にいう「直接関与した職員」に該当し、したがって、法第 243 条の 2 の 2 第 1 項後段の「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」に該当する。

かかる職員に対して損害賠償責任を問えるのは、当該職員が、故意又は

重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときに限られる。監査の結果、本件に関し、労務課長に故意は認められなかったが、過失が認められたことは上述のとおりである。以下では、労務課長の過失が「重大な過失」に該当するか否かにつき検討することとする。

法第 243 条の 2 の 2 第 1 項の「重大な過失」に該当するか否かについては、最高裁判所平成 20 年 11 月 27 日判決は、退職した公務員の退職手当に係る源泉所得税の納期限を徒過したため、普通地方公共団体が延滞税及び不納付加算税を納付した事案について、当該事案より前に該当部署において源泉所得税の納付が法定納期限後となる事態がなかったことや、当該普通地方公共団体の他部署における源泉所得税の法定納期限を徒過する事態が該当部署において注目されていなかったことも踏まえた上で、わずかの注意さえすれば当該事態を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたかどうかという点から、著しく注意義務を怠ったといえるか否かを検討しているところであり、本件においても、同様の観点から著しく注意義務を怠ったといえるか否かを検討すべきものと解される。

本件における労務課長の過失は、上述のとおり、担当職員の作成した起案文書を的確にチェックすべきであったのに、払出命令書の金額と担当職員が集計した合計額との整合性を確認しただけで決裁をしてしまい、結果として本件納付遅延を招いたことにある。しかしながら、本件業務については、定例的な毎月の手続きであり、実際、担当者間で引き継がれたマニュアル等によって、たとえ経験の浅い職員が担当したとしても、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなく、毎月の決裁においても「詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する流れとはなっていない」のが実態であり、労務課においては、特別に注意を要するものとはされていなかったものと認められる。労務課長が、例えば前任者からの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を指示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていたりといった事情は認められなかった。これらの状況を総合的に考慮すれば、労務課長がわずかな注意さえすれば、本件納付遅延を予測し、これを未然に防止することができたものということは困難であり、労務課長が著しく注意義務を怠ったということとはできない。

したがって、労務課長に重大な過失があったとまでは認められず、労務課長が本市に対し法 243 条の 2 の 2 第 1 項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。

ウ 給与係長の損害賠償責任について

給与係長は、源泉所得税の払出命令の専決権者である労務課長が出張、休暇等により不在である場合において、労務課長に代わって決裁（代決）をする者である（仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第7号）第2条第14号及び第21条第1項）。そして、給与係長は、本件源泉所得税の払出命令書の起案に承認を与えているから、労務課長と同様、会計規則第152条の3にいう「直接関与した職員」に該当し、したがって、法第243条の2の2第1項後段の「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」に該当する。

給与係長についても、本件に関し、故意は認められなかったが、過失が認められたことは上述のとおりであり、給与係長の過失が「重大な過失」に該当するか否かにつきイと同様の観点から検討することとする。

本件における給与係長の過失は、上述のとおり、担当職員の作成した起案文書を的確にチェックすべきであったのに、払出命令書の金額と担当職員が集計した合計額との整合性を確認しただけで承認してしまい、それが結果として労務課長の決裁へとつながり、本件納付遅延を招いたことにある。しかしながら、イで述べたとおり、労務課においては、本件業務について特別に注意を要するものとはされていなかった。また、給与係長についても、前任者からの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を指示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていたりといった事情は認められなかった。これらの状況を総合的に考慮すれば、労務課長と同様に給与係長に重大な過失があったとまでは認められず、給与係長が本市に対し法243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。

エ 担当職員の損害賠償責任について

担当職員は、本件源泉所得税に係る払出命令について、担当者として起案をした者ではあるが、当該払出命令について専決又は代決をする権限は有していないので、当局の説明を前提とすれば、会計規則第152条の3に規定する「直接関与した職員」に当たらず、法第243条の2の2第1項所定の職員には該当しないから、本件に関し担当職員が同項後段による損害賠償責任を負うことはない。

ただし、上述のとおり、本件納付遅延について担当職員に過失があることは明らかであるから、民法（明治29年法律第89号）第709条の規定による損害賠償責任を問うことの可否についての検討が必要となる。その際、

担当者が行った財務会計行為によって市に損害を生じさせた場合は、故意又は重過失がなくても、民法の規定により責任を問われ得るのに対し、法第243条の2の2第1項後段に規定する職員が同項所定の行為により市に損害を与えた場合は、故意又は重過失がない限り損害賠償責任が生じないこととの均衡が考慮されるべきである。

最高裁判所昭和51年7月8日判決は、被用者の損害賠償責任について、使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し上記損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきであるとしているところ、この理は、普通地方公共団体とその職員との関係にも当て嵌まるものとされている（大阪高等裁判所平成25年2月27日判決）。

したがって、担当職員の損害賠償責任を検討するにあたっては、法第243条の2の2第1項後段に規定する職員である労務課長の命により行われた業務に係るものである以上、同項後段において求められる責任の程度を超えた責任を担当職員に課すことは不均衡であり、損害の公平な分担という見地からすれば、イ及びウと同様の観点に基づいて行うのが相当であると考えられ、担当職員の過失が重過失といえるかについて検討することが妥当であると解される。

上述のとおり、担当職員は、マニュアルの記載に依拠して事務処理を進めており、関係法令の理解は必ずしも十分でなかった。マニュアルの記載内容を独自に理解するなど、マニュアル全体の理解に不足があったことも認められる。しかしながら、担当職員は労務課への配属1年目であり、前任者からマニュアルの内容について必ずしも十分な引継ぎを得られなかった状況にあったことなども踏まえると、関係法令の理解が進まないまま、事務処理の期限に対応するため、マニュアルに依拠して事務処理を進めていたことにはやむを得ない面もある。また、当該マニュアルには部分的に紛らわしい記述があること、6月期末勤勉手当に係る源泉所得税の納期限が具体的に明記されていなかったこと等の事情を勘案すると、本件納付遅延について、担当職員が著しく注意義務を怠ったとまでいうことはできない。

したがって、担当職員に重大な過失があったとは認められず、担当職員が本市に対し損害賠償責任を負うものということとはできない。

オ 市長の損害賠償責任について

最高裁判所昭和 61 年 2 月 27 日判決によれば、普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い、予算についてその調製権、議会提出権、付再議権、原案執行権及び執行状況調査権等広範な権限を有するものであって、その職責に鑑みると、普通地方公共団体の長の賠償責任については、他の職員と異なる取扱をされることもやむを得ないものであり、こうした普通地方公共団体の長の職責並びに法第 243 条の 2 の 2（判決当時は第 243 条の 2）の規定の趣旨及び内容に照らせば、同条第 1 項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず、普通地方公共団体の長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定によるものとされている。

また、最高裁判所平成 3 年 12 月 20 日判決は、地方公営企業の管理者から専決を任された職員が管理者の権限に属する財務会計上の行為を専決により処理した場合について、管理者は、当該職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により当該職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うものとしている。

両判決からすると、専決により処理された源泉所得税の納付に係る市長の損害賠償責任としては、専決を行う職員に対する個別具体的な指揮監督の懈怠の有無が問われることになるものと解されるどころ、本件源泉所得税に係る歳入歳出外現金の払出命令は労務課長の専決により行われたものであり、市長は、当該払出命令に係る意思決定に関与しておらず、したがって、本件払出命令により納付された源泉所得税に 6 月期末勤勉手当に係るものが含まれていないことを知る機会はなかった。市長において、本件納付遅延を具体的に予見できたとは認められず、また、その端緒も認められない。

以上からすると、本件納付遅延について、市長に指揮監督の懈怠は認められず、市長が本市に対し損害賠償責任を負うものということとはできない。

したがって、労務課長、給与係長、担当職員及び市長に対し、損害賠償請求をしないことが違法であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認め、これを棄却するのが相当と判断する。

第8 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、源泉所得税の納付遅延により、結果として延滞税及び不納付加算税約5千万円が賦課されたことは、市政に対する市民の信頼を大きく損なわせるものであった。

本件に関与した職員は、重大な過失こそ認められないものの、それぞれの職責における注意義務を怠ったといえるものであり、特に課長及び係長については、業務が定例的なものであるといったところからくる油断や注意不足があったものといわざるを得ない。こうした油断による確認漏れ等が市政に重大な影響を及ぼし得るということを、すべての職員が自身の職務と照らし合わせて再認識しなければならない。

当局の調査によって、このマニュアルには他にも課題があることが明らかになっているようであり、二度とこうした事態を起こすことのないよう、個別の再発防止策はもちろんであるが、本件に係る事務処理にとどまらず、マニュアルの見直しや各職員が確認すべきポイントの明確化などについて実施・徹底していくことを強く望むものである。